

令和 2 年度 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金 評価表 NO. 68

所管部課名	文化課	担当者	橋口 克己					
事務事業名	入来麓伝統的建造物群保存地区整備事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	16 年以上 20 年以下							
令和 2 年度 予算額	629 千円	国県支出金 千円	一般財源 629 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	保存会対応による入来麓伝建地区内の案内者数		年 2, 000 人		令和 7 年度			
成果指標②	保存会に所属するガイド数		5 人		令和 7 年度			
補助対象者	入来麓伝統的建造物群保存地区保存会							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、ほか特に必要であると認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	伝統的建造物群保存地区に選定されている入来麓地区全体の「景観の保全」及び「住み心地の良い魅力ある町づくり」の向上を目的に実施する事業を対象とし、主に観光客の案内、地域の清掃、生垣の維持管理、地域の歴史・文化の伝承活動、空き地・空き家の見回り、休耕田の活用などである。他に、全国伝統的建造物群保存地区協議会総会・研修会への参加や、令和 2 年度に限り伝建地区内への防火用消火器設置事業を行う計画である。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	629 千円							
上記項目の積算方法	予算で定める額以内で運営費補助 50 千円、旅費補助 79 千円、消火器設置補助（今年度のみ）500 千円							
補助を受ける 過去 3 年の事業（団体 状況）等の	項目	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	56,919	37.3%	83,676	49.0%	103,746	54.0%
		会費収入	21,900	14.3%	21,600	12.6%	20,700	10.8%
		事業収入	30,019	19.7%	37,076	21.7%	63,046	32.8%
		寄付金・その他助成	5,000	3.3%	25,000	14.6%	20,000	10.4%
		市補助金	50,000	32.8%	50,000	29.3%	50,000	26.0%
		繰入金		0.0%	30,000	17.6%		0.0%
		（前年度繰越金）	45,707	29.9%	7,222	4.2%	38,408	20.0%
		計	152,626	100.0%	170,898	100.0%	192,154	100.0%
	支出	事業費	126,404	82.8%	113,490	66.4%	142,716	74.3%
		人件費	19,000	12.4%	19,000	11.1%	18,000	9.4%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	7,222	4.7%	38,408	22.5%	31,438	16.4%
		計	152,626	100.0%	170,898	100.0%	192,154	100.0%
	支出計/前年度支出計				112.0%		112.4%	
	自己資金/前年度自己資金				147.0%		124.0%	
	翌年度繰越金/市補助金			14.4%	76.8%		62.9%	
	交付件数		1		1		1	
	成果指標の推移①		1,132		1,285		1,900	
	成果指標の推移②		5		5		5	
特記すべき事項等	【前回評価】平成 29 年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】特になし 【事業の PR 方法】市の観光 CS 課や観光物産協会と連携し、HP 上での周知やチラシ配布を実施。 【費用対効果】団体客へのガイドの対応など積極的に活動しており、費用対効果は高いと考えている。 【補助事業以外の事業】入来麓伝建地区協議会に参加し、旧増田家住宅や入来郷土館の管理運営に寄与している。 【その他】コミ協と連携して、サムライ文化を紹介するイベントを実施するなどされている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市内外からの観光客等に対し、ガイド案内を継続的に実施している。また、商工会や観光物産協会によるイベント等にも保存会として協力している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	入来麓伝統的建造物群保存地区は国選定重要伝統的建造物群保存地区として、文化財保護法により保存が義務付けられているほか、市としても伝建地区保存条例に基づく取り組みを行っており、これには地域住民による自主的な保存活動が不可欠である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	保存会によるガイドの実施や地域の美化活動が定期的・継続的に実施されており、文化財としての保存と観光での活用の双方に効果が生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	観光ガイドや地域の美化活動等、個別の活動は市が直接実施することは可能であると考えられるが、現在交付している補助金より多くの費用負担が発生するとともに、地域住民が地域の宝として保存継承を行うことが重要である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	地域全体を文化財として保存・活用していくためには、地域住民が保存活動の主体となることが望ましく、住民によって構成された保存会への補助は妥当であると考ええる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	現在の運営費補助額5万円に対する明確な根拠は無いが、保存会の活動を実施するための必要最低限の補助に近く、社会経済情勢に照らし、妥当であると考ええる。また、消火器設置補助は昨年度の地域の火災を受け、防火意識の高まりにより措置したものであり、単年度のみの補助事業である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 入来麓伝統的建造物群保存地区全体を文化財として保存・活用していくに当たり、地域住民自身が地域の美化や保存、伝承活動に参画する現在の保存会活動は今後も継続していくことが望ましい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 城郭符の販売など収益の確保に努めるとともに、観光案内所や地域内の飲食店、地区コミ等との連携を密に行い、地域全体の活性化を図る。		≪まとめ≫

入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 103 号）第 2 条の表に掲げる入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会(以下「保存会」という)が主となって実施する事業に供するものであること。
- (2) 重要伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という)において保存会が景観維持又は保存地区の保存・活用のために必要とする事業に供するものであること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる場合

(補助金の額)

第 3 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第 4 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅 費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第 5 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の交付の申請に係る、規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 9 月 30 日とする。

2 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の交付の申請に係る、規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 会員名簿
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。
(交付の基準)

第 6 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第 7 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の実績報告は、規則第 1 5 条に定めた書類によりおこなうものとする。

(効果の測定)

第 8 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 保存会開催状況
- (2) 保存地区の景観維持活動の状況
(補助事業者等の責務)

第 9 条 入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。